

みやぎ食育表彰実施要綱

(目的)

第1条 食育に対する機運の醸成を図り、もって県民の食育活動に対する取組を一層推進するため、食育活動を積極的に行っているものを表彰することとし、その表彰に関しては、表彰規則（昭和42年宮城県規則第63号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(表彰)

第2条 表彰は、知事が被表彰者に賞状を授与し、その功績をたたえるものとする。
2 前項の表彰には、記念品等を加授することができるものとする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象者は、食育の取組を積極的に実践している個人、団体及び企業とする。
2 表彰の対象となる活動は、次に掲げるとおりとする。
(1) 教育分野 保育所、学校、その他教育関係者による食育活動等
(2) 食生活改善分野 家庭や地域におけるボランティア等による栄養指導や食生活改善活動等
(3) 農林漁業分野 農林漁業関係者による、子どもや消費者を対象にした食に関する体験活動等
(4) 食品産業分野 企業、団体等による食育や食に関する情報の提供、施設見学などの体験活動等
(5) その他 前各号に定めるもののほか、特に表彰すべきものと認められる活動

(表彰の基準)

第4条 表彰の対象となる功績は、次のいずれかを満たす取組とする。
(1) 継続的な取組であること。
(2) 創意工夫に富んだ取組であること。
(3) 地域や他の団体等と連携した取組であること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、食育の普及に顕著な功績があると認められる取組

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者の推薦は、次に掲げる者が行うものとする。
(1) 市町村長及び市町村教育委員会教育長
(2) 地方振興事務所長、保健福祉事務所長、教育事務所長及び庁内関係課長
(3) 大学、短期大学又は専門学校（以下「大学等」という。）の学長又は学校長（ただし、大学等の学生を主体とする団体の推薦に限る。）
2 前項の推薦は、別紙推薦書により行うものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 知事は、前条の規定による推薦があった場合には、その内容を審査し、被表彰者を決定するものとする。
2 知事は、被表彰者を決定した場合には、速やかに、当該被表彰者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月10日から施行する。
- 2 みやぎ食育活動優良実践者表彰実施要綱（平成19年7月17日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年5月20日から適用する。